

小規模多機能型居宅介護 つどい 重要事項説明書

1. 事業所の目的と運営方針

本事業は、要介護及び要支援状態になった場合においても、住み慣れた地域において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援するものです。

介護支援専門員は、利用者が有する能力や環境、発生する問題について把握・分析し、公正・中立な立場でサービス計画を作成します。

在宅における、より自立した生活が継続できるように家族と協力し、通いのサービスを中心として、訪問・泊まりのサービスを提供します。

従事者は、利用者の有する能力の維持・向上を図ることを目的とし、利用者の望む日常生活の支援を、尊厳をもって携わり、必要な介護サービスを提供します。

2. 事業所の理念

- 一 私たちは、利用者が住み慣れた地域社会で、できるだけ長く、その人らしく生活できるように支援します。
- 二 私たちは、利用者の尊厳を重視し、家族からも理解と信頼が得られるように努力します。
- 三 私たちは、利用者が安全で安心した日常生活が送れるように、家族と共に支援します。
- 四 私たちは、適切な介護技術が提供できるように努力し、日々その向上に惜しみません。
- 五 緊急時の対応として、関係機関との連携を図り、適切に対応できる体制を整えます。

3. 事業所の内容

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 通常の事業実施地域 | 下松市 |
| (2) 事業所名 | 小規模多機能型居宅介護 つどい |
| (3) 所在地 | 山口県下松市大字山田 256 番地 |
| (4) 電話番号 | 0833-47-1165 |
| (5) FAX 番号 | 0833-47-1167 |
| (6) 代表者氏名 | 奥村 三郎 |
| (7) 管理者氏名 | 吉長 恵子 |

4. 事業所の従業者体制

- (1) 管理者…1名（常勤：介護職員兼務）業務の一元的な管理
- (2) 介護支援専門員…1名（常勤：介護職員、理学療法士兼務）
サービス計画の作成等
- (3) 看護職員…3名（常勤看護師1名・非常勤看護師2名）
心身の健康管理、保健衛生管理、口腔衛生と運動機能のチェック及び指導
- (4) 介護職員…11名（常勤4名・非常勤7名）
介護業務 ※職種内訳（介護福祉士7名、初任者研修 数名、）
- (5) 廉房職員…5名（非常勤2名）…（法人一体として）
食生活の支援 ※職種内訳（管理栄養士1名、調理師2名、調理員2名）

5. 事業所の介護職員勤務体系

- (1) 早出…7:00 から 16:00 まで
- (2) 日勤…8:30 から 17:30 まで
- (3) 遅出…10:00 から 19:00 まで
- (4) 準夜勤…15:00 から 0:00 まで
- (5) 深夜勤…0:00 から 9:00 まで
- (6) その他、労働時間8時間以内でシフトによる

6. 事業所の営業日及び営業時間

- (1) 営業日
365日
- (2) 営業時間
24時間
通いのサービス 6時から21時
泊まりのサービス 16時30分から9時

訪問サービス 24時間
※夜間及び深夜の時間帯は21時から翌朝9時までとする

7. 登録定員

- (1) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 25名
(2) 通いのサービス 1日 15名
(3) 泊まりのサービス 1泊 6名

8. 建物の概要

- (1) 延べ面積…342.00 m²
(2) 構造…鉄筋コンクリート

9. 設備の概要

- (1) 宿泊室 6室

利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、宿泊に必要な寝具、備品を備えます。但し、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることがあります。

- (2) 食堂

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品を備えています。（なお、居間、食堂は同一の場としています。）

- (3) 浴室

浴室には、利用者が使用しやすい家庭的な浴槽を設けます。

- (4) その他の設備

設備としてその他にトイレ・台所等の設備を設けます。

10. サービスの内容

利用者の心身の状況や置かれている環境、利用者やその家族の希望を踏まえて、従業者と協議の上、サービス計画を作成します。これに基づいて利用者の状況や希望を勘案し、通いのサービスを中心に、随時訪問や泊まりのサービスを組み合わせた介護を提供します。

サービス計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

- (1) 通いのサービス

事業所において、食事・入浴・排泄等の日常生活の支援や機能訓練を行います。

- (2) 訪問サービス

利用者宅を訪問して、食事・入浴・排泄等の日常生活の支援や機能訓練を行います。

- (3) 泊まりのサービス

一時的に施設入所し、食事・入浴・排泄等の日常生活の支援や機能訓練を行います。

11. 利用料金（1割負担の場合）

介護保険対象サービス			介護保険対象外サービス（実費分）		
要介護度	月額	日割り	食費	朝食（1食）	360円
要支援1	3,450円	月途中などの場合は日割り計算	昼食（1食）	720円	
要支援2	6,972円		夕食（1食）	720円	
要介護1	10,458円		宿泊費（1泊）	2,450円	
要介護2	15,370円		洗濯代（1ヶ月）	1,000円	
要介護3	22,359円		レク代（1ヶ月）	500円	
要介護4	24,677円		おむつ代	実費	
要介護5	27,209円		その他日常生活にかかる費用	実費	

- ※ その他日常生活にかかる費用（洗濯にかかる洗剤費やレクリエーションにかかる費用等）においては社会通念上妥当と思われる料金を算定します。
- ※ 洗濯代については入浴時に着ているものをほぼ毎回洗濯することについての料金とします。事業者側の都合による洗濯は対象外とします。また、ほかに家のものを定期的に洗ってほしいものは別紙にて社会通念上妥当と思われる料金を算定しています。
- ※ レク代は様々な支援の中、食事や清掃、買い物、園芸、農作業、レクリエーション、おやつ、行事、等を行

うときの費用の補助として利用させていただきます。

- ※ 月途中から登録した場合は、日割り計算による料金を算定します。
- ※ 登録後 30 日以内については、初期加算として 1 日につき 30 円が加算されます。また、30 日を越える入院後に利用再開した場合についても同様に加算されます。
- ※ 事業所追加加算

看護職員配置加算(II)…1 ヶ月につき 700 円

科学的介護推進体制加算…1 か月につき 40 円

認知症加算(III) (認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方) …1 ヶ月につき 760 円

認知症加算(IV) (要介護 2 に該当し認知症日常生活自立度Ⅱの方) …1 ヶ月につき 460 円

総合マネジメント強化体制加算 (I) …1 ヶ月につき 1,200 円

訪問体制強化加算…1 ヶ月につき 1,000 円

生産性向上推進体制加算 (II) …1 ヶ月につき 10 円

-処遇改善の加算について-

介護職員等処遇改善加算 II…サービスの総単位数に 14.6% を乗じた金額

1.2. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者またはその家族は、利用者の体調の変化があった場合は、事業所の従業者に連絡ください。
- (2) 事業所内での金銭及び食物等のやりとりはご遠慮ください。
- (3) 従業者に対する贈物や飲食のもてなしはお受けできません。

1.3. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備（消火器等）を備えると共に、常に関係機関との連絡を密にし、とるべき措置について予め防災計画を作成し、防災計画に基づき年 2 回以上、利用者及び従業者等の訓練を行います。

また、事業所は、耐火構造となっています。

1.4. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

※ 協力医療機関	しげおか医院	
	下松市大手町 2 丁目 6 番 14 号	TEL : 0833-41-1130
	周南記念病院	
	下松市生野屋 1 丁目 10 番 1 号	TEL : 0833-45-3330
	かねしげ歯科クリニック	
	下松市東陽 4 丁目 21 番 6 号	TEL : 0833-46-3131

1.5. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった対応について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

1.6. 守秘義務に対する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

1.7. 利用者の尊厳

利用者の人権、プライバシーの保護のため、従業者教育を行います。

1.8. 虐待防止について

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的に実施し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備をします。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所はサービスの提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通用するものとします。

19. 身体拘束の適正化について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。また、身体拘束適正化のために次の措置を講ずるものとします。

(1) 身体拘束等の適正化の為委員会を3か月に1回開催とともにその結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。

(2) 身体拘束等の適正化の為に指針を整備します。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

20. 相談苦情窓口

事業所は、サービスの相談や苦情に関する、常設の窓口として相談苦情窓口担当者を置いています。相談苦情窓口担当者が不在の時においても、基本的事項については常時従業者で対応すると共に、相談苦情担当者に引き継ぎます。

※ 相談苦情担当者 : 吉長 恒子（管理者）

※ 利用時間 : 常時対応可能

※ 電話番号 : 0833-47-1165

その他の相談窓口

下松市長寿社会課介護保険係 ・・・ 下松市大手町3-3-3

電話番号 0833-45-1831

山口県国民健康保険団体連合会 ・・・ 山口市大字朝田字岡の口1980-7

電話番号 083-995-1010

21. 損害賠償について

事業所の責任により、利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、損害の発生について、利用者に故意または過失が認められた場合、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合は、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

21. その他の留意事項

※ 事業所内へ持ち込まれる所持品につきましては、すべて記名をお願いします。

※ 貵重品等につきましては、持ち込にならないようご協力ください。

※ 喫煙・飲酒は、禁煙・禁酒にご協力いただきます。

※ 事業所内の設備、備品、器具等につきましては、本来の用法に従ってご利用ください。万が一破損が生じた場合には、弁償していただくことがあります。

【説明同意】

私は重要事項説明書について説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日

氏名

【説明者】